

# 支部だより

第139号〈公37号〉〔平成29年11月10日発行〕

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp> メールアドレス [seibu@takuken.or.jp](mailto:seibu@takuken.or.jp)

〈埼玉西部支部 TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395〉

晩秋の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

「支部だより」第139号を発行致しました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

平成29年度事業活動も後半に入ってまいりました。「宅建業者法定講習会（坂戸会場）」の開催、支部内7会場に於いて地域事業に参加協力しての「不動産フェア」、また現在、法令遵守指導員により対象会員への「法令遵守指導」が実施されております。後半の支部事業におきましても、会員の皆様のご協力ご参加をお願い致します。

また、同便にて「不動産日記2018」をお届け致しました。ご査収の程お願い致します。

平成29年度第4回支部理事会〔理事数40名、監事数2名内、出席数33名、委任状8名〕が、平成29年10月19日（木）15時00分より、支部事務所にて開催されました。議案は主に「来期支部役員数及び委員会組織編成(案)」「平成30年度支部理事・監事地区別割当数(案)」について審議されました。

また、平成29年度上期収支決算書等については、平成29年10月5日（木）支部事務所において監査会が開催されました。上期における予算の執行状況等について、詳細にわたり監査をした結果、適正であったことが報告されました。

## 宅建業法改正及び研修会について

宅建業法を改正する法律が成立し、建物状況調査（インスペクション）に関する説明の義務付け等が平成30年4月1日に施行されます。また、民法を改正する法律が成立し平成29年6月2日の公布から3年以内に施行される事となっています。本部HPにて「既存住宅取引における宅建業者のポイント『建物状況調査』『重要事項説明書』『37条書面の作成』」についての研修動画が観られます。

是非ご覧ください。（視聴時にID、パスワードの入力が必要：いずれも [saitaku](#)）

本部HP→「宅建業法・民法改正」→「オンライン動画研修」

[http://www.takuken.or.jp/member/service\\_law/member-only/law\\_video.html](http://www.takuken.or.jp/member/service_law/member-only/law_video.html)

また、支部にて研修会を開催致します。奮ってご参加ください。参加申込書は次月直送便にて同封致します。

- 日時 平成30年 2月22日（木）13時30分～15時00分（予定）
- 場所 埼玉西部支部事務所 ●定員 50名（先着）
- テーマ「既存住宅取引における宅建業者のポイント(建物状況調査、重要事項説明書、37条書面の作成)」

## お知らせ 【平成30年度支部定時総会・平成30年新年賀詞交歓会について】

平成30年2月8日（木）川越東武ホテルにて開催致します。詳細につきましては、次号「支部だより」にてご案内申し上げます。

## 【宅建業者法定講習会（坂戸会場）について】

来年度より、ウェスタ川越へ会場変更予定と本部から連絡が来ております。本部の正式な決定次第、発表させていただきます。

[入会者]（平成29年9月9日～平成29年11月8日）

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	(株)ハウス天	會津裕二	ふじみ野市大原 1-2-14	049-266-0021	049-266-0010
2	(株)Laugh Life	藤原祐介	川越市鯨井新田 47-1 宮根テナントビル 203	049-227-6227	049-227-6237
3	(株)アイダ設計 川越モデル店	會田貞光	川越市新宿町 1-2-11	050-3173-2529	050-3153-3612

[退会者]（平成29年9月9日～平成29年11月8日）

No.	商号・名称	地域	理由	No.	商号・名称	地域	理由
1	メープルハウス(株)	川越	期間満了	4	(株)池田材木店	坂戸	廃業
2	木村不動産	坂戸	期間満了	5	(株)グリーンベルズ	東松山	廃業
3	(株)カサイ	川越	廃業				

会員数665名（平成29年11月8日現在）

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、  
埼玉県建築安全課 HP から！

〈アクセス方法〉

埼玉県庁 HP→建築安全課→宅地建物取引業→  
業者免許の申請・届出（書式ダウンロード）

※支部経由の場合は、別途書類有、ご連絡を！

〈宅建業免許更新期限を迎える方〉

宅建業免許更新、提出期間経過で免許失効！

免許権者への提出期間は、

免許満了日の90日前から30日前まで  
（協会経由：100日前から50日前まで）

※証紙は協会本部にて販売しております

### 宅地建物取引士賠償責任保険制度のご案内

- ◆申込締切日 毎月20日 ※随時加入できます！
  - ◆加入資格者 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会会員(事業所)に従事している宅地建物取引士及び従業員
  - ◆保険期間 お申込月翌月1日午後4時から平成31年4月1日午後4時まで
  - ◆保険料 補償開始日によって異なります。(株)宅建ブレインズまでご確認ください
- 〈取扱窓口〉 (株)宅建ブレインズ TEL 03-3234-0699

〈既にご加入の皆様へ〉

前年度と同じ内容で自動継続されます。変更がある場合は、1月初旬のご案内時にお手続きをお願い致します。

◎平成29年度会員直送便実施月 4・6・7・9・11・12・H30年1・3月（年8回）  
協会HP及び埼玉県宅建NEWSには重要なお知らせが載っております。ご参照下さい。

◆平成29年度会費等の納入に、ご協力を頂きまして、ありがとうございます。未だ納入いただけてない方は、本部納入期限が過ぎておりますので、早急に納入願います。また、業の廃止等を検討されている方は、支部までご連絡をお願い致します。

以上